

小児医療費助成制度の拡充に向けて取り組みます

安心して子育てできる環境を確保し、少子化対策にも寄与する子育て支援策を充実させるため、小児医療費助成制度の拡充に向けた取組を進めます。

1 内容

対象を18歳（高校3年生）まで拡大し、中学校3年生まで所得制限は廃止します。また、一部負担金は中学生以上とし、引き続き市民税非課税世帯については一部負担金を求めません。

2 新たに対象となる人数と必要額

対象者：約2万人（現行約7万人）

必要額：約4億円（現行約22億円）

3 実施時期

令和6年度中

（参考：現行制度）

- 対象者 0歳から中学校3年生まで
- 所得制限 1歳児以上に児童手当基準による所得制限あり
- 助成内容 0歳から小学校6年生までは医療費全額助成。中学生は通院1回につき500円までは自己負担する一部負担金あり（市民税非課税世帯を除く。）

対象年齢	通院（診療等）	通院（調剤）	入院
0歳～小学校6年生	全額助成	全額助成	全額助成
中学校1～3年生	1回あたり500円を超える額を助成	全額助成	全額助成
市民税非課税	全額助成		

問合せ先

子育て給付課

直通電話 042-704-8908